別表第1

謝金

(単位:円)

用務内容	職		種	対象期間	単 価	摘要
定型的な用務	技	術	者		7,800	大学卒業者又は専門技術を有する者及びこ
の依頼				1日当たり		れに相当する者
	研究補助者		渚		6,600	その他
講演、討論等	教		授		9,300	教授及びこれに相当する者
研究遂行のた	助	教	授	1時間当た	7,700	助教授及びこれに相当する者
め学会権威者	講		師	IJ	5,100	講師及びこれに相当する者
の招へい						
研究協力謝金				1 回当たり	1,000	アンケート記入等の研究協力謝金について
						は、協力内容(拘束時間等)を勘案し、社
						会通念の範囲を超えない適正な単価を設定
						すること。
						なお、謝品として代用することができる。
						この場合においては、消耗品費として計上
						すること。

別表第2

旅費単価

- 1 鉄道賃、船賃、航空賃等の計算は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)及び国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)の例によること。
- 2 日当及び宿泊料

(国内旅費) (単位:円)

			(十四・ロノ	
		宿泊 料		
日本 職 名 日本	日当	甲地	乙地	
学長及びこれに相当する者	3,000	14,800	13,300	
教授及び助教授	2,600	13,100	11,800	
講師、助手、技師及び相当者	2,200	10,900	9,800	
上記以外の者	1,700	8,700	7,800	

注)私立大学及びその他の研究機関等にあっては、この表の額を超えないようにすること。

(外国旅費) (単位:円)

<u>(外国旅費)</u>					<u>(単位:円)</u>			
職	名	日 当 及 び 宿 泊 料						
		指定都市	甲地方	乙地方	丙地方			
学長及びこれ相	日当	8,300	7,000	5,600	5,100			
当する者	宿泊料	25,700	21,500	17,200	15,500			
教授及び助教授	日当	7,200	6,200	5,000	4,500			
	宿泊料	22,500	18,800	15,100	13,500			
講師、助手、技 師及びこれに相 当する者	日当	6,200	5,200	4,200	3,800			
	宿泊料	19,300	16,100	12,900	11,600			
上記以外の者	田	5,300	4,400	3,600	3,200			
	宿泊料	16,100	13,400	10,800	9,700			